

ケ ア ハ ウ ス 幸 楽 運 営 規 程

社会福祉法人 幸 楽

愛媛県東温市見奈良1153番地

TEL 089-955-1231

FAX 089-955-1232

運 営 規 程

第 1 章 施設の目的及び運営方針

第 1 条 （事業の目的）

この規程は、社会福祉法人幸楽が設置運営する、ケアハウス幸楽（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

第 2 条 （運営の方針）

施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 安定かつ継続的な事業運営に努める。

第 3 条 （事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称 ケアハウス幸楽

（２）所在地 愛媛県東温市見奈良 1 1 5 3 番地

第 2 章 職員及び職務、員数及び職務の内容

第 4 条 （職員）

施設は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

- | | |
|---------------|---------------------|
| （１）施設長 | 1 名（常勤兼務） |
| （２）生活相談員 | 1 名（常勤） |
| （３）介護職員 2 名以上 | 3 名（常勤 2 名、パート 1 名） |
| （４）栄養士 | 1 名（常勤） |

第 5 条 （職務）

職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人

間形成への自己啓発に努めるものとする。

- (1) 施設長は理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し施設の業務を統括するとともに、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故あるときは、予め施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 生活相談員は、入居者の生活相談、助言、支援等の業務に従事するほか、入居者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画を作成する居宅介護支援の事業者との密接な連携、ならびに居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者との連携業務を行う。
- (3) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (4) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、調理業務従事者の指導業務を行う。

第3章 入居者の資格及び利用料

第6条 (利用定員及び居室数)

施設の利用定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 50名
- (2) 居室数 50室

第7条 (入居者の資格)

施設を利用できる者は、次の(1)から(5)の全てに該当する者に限る。

- (1) 年齢が60歳以上である者
- (2) 身体機能の低下等が認められる者、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者。
- (3) 家族と同居及び援助を受けることが困難な者。
- (4) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な者。
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者
- (6) 保証人及び身元引受人が得られる者。

第8条 (利用料等)

利用料は、生活費・サービスの提供に要する費用・居住に要する費用の合算額及びケアハウスが行う基本サービス以外の入居者個人の使用に属する水道・電気等の使用料並びに11月分から3月までの間に限り徴収する暖房費とする。

- 2 入居者は、毎月の利用料を施設の指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。
- 3 入居者は、施設が行う特別なサービスを利用した場合、これに要する費用を支払うものとする。
- 4 入居者は、利用契約締結と同時に入居一時金として30万円を支払うものとする。一

時金については、施設は預かり金として、金利はつけない。

第9条 （利用料の額）

利用料の額は、生活費及びサービスの提供に要する費用については愛媛県の定めている基準に基づき、居住に要する費用については、施設整備費及び環境、建物設備を良好な状態に維持するための費用として、理事長が定めるものとする。

第10条 （退居）

入居者が次の各号の一つに該当する場合には利用契約を終了することとする。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者から契約解除届けの提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により利用契約を解除したとき。

第11条 （利用契約の解除）

施設長は、入居者が次の各号のひとつに該当すると認めたときは利用契約を解除することができる。

- (1) 不正またはいつわりの手段によって利用承認をうけたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 身体又は精神的疾患のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
- (4) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、現状回復をしないとき。
- (5) 金銭の管理、各種サービスの利用について入居者自身で判断ができなくなったとき。
- (6) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適當と思われる事由が生じたとき。

2 施設長は、入所時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合、具体的に理由を文書により通知する。

第12条 （利用契約解除時の居室の現状回復）

利用契約の終了及び解除時における居室の現状回復費用は入居者及び保証人負担とする。

第4章 入居者に提供するサービスの内容及びその他の費用

第13条 （食事の提供）

施設は、入居者に対し毎日3回食事の提供を行う。

2 食事の時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分 ～ 8時30分
- (2) 昼食 12時00分 ～ 13時00分

(3) 夕食 17時30分 ～ 18時30分

- 3 食事の場所は原則として食堂とする。ただし、来客及び体調不良などの理由により居室での食事摂取を希望する場合であって、施設長の許可のもと、入居者自身で運搬を行うか自分の管理の下に運搬をし、且つ、前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることは差し支えない。

第14条（入浴）

入浴は2日に1回以上とし、施設職員が入浴の準備を行う。

- 2 入浴に関しては、清潔の維持に留意する。
- 3 入居者は、伝染性疾患の疑いがある場合、速やかに施設職員に相談しその指示に従うものとする。
- 4 入居者に対する個別の入浴介助は、原則として行わない。ただし、介助を必要とする状態となった場合、施設は介護保険をはじめ各種の在宅サービスによる入浴介助を受けることができるよう迅速な対応に努める。
- 5 前項の入浴介助に必要な費用は、入居者の負担とする。

第15条（相談、援助）

施設は、入居者またはその家族に対して、各種相談に応じるとともに、余暇の活用及び在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行う。

第16条（協力医療機関等）

施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかねばならない。

- 2 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第17条（健康の保持）

入居者の健康管理を確保するため定期的に健康診断を受ける機会を提供することとする。

- 2 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行うこととする。

第18条（記録の整備）

施設は、入居者に提供するサービスの状況の記録を整備し、その完結の日から二年間保存する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

第19条（基本原則）

入居者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入居者が

その心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。また、施設はサービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

第20条（居宅介護サービスの利用）

入居者は、入所後に身体状況の変化等により要介護認定を受けたときは、介護保険サービスなどを利用できるものとする。なお、施設は、入居者が適切なサービスを受けられるよう迅速な対応に努めるものとする。

2 第1項に伴う費用は依頼した入居者自身の負担とする。

第21条（専用居室）

専用居室は、原状のまま使用する。

- 2 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者自身が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物などについては、定められた場所まで入居者自身で運搬することを原則とする。
- 3 居室において、練炭・火鉢・石油ストーブなど火気類の使用を安全面から禁じる。
- 4 入居者が故意又は重大な過失により居室を破損、破壊したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。
- 5 身体状況の変化等により、居室内の模様替え等を必要とするときは、予め施設長の承認を得なければならない。この場合、原則として退去時に原状に復するものとする。

第22条（居室の変更）

入居者が次のひとつに該当するときは居室を変更することができる。

- (1) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認めされたとき。
- (2) その他居室の変更が必要と認められるとき。

第23条（転貸等の禁止）

入居者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入居者以外の人を同居させることができない。

第24条（共用施設・設備）

共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、施設長と運営懇談会との間で協議のうえ、施設長が決定するものとする。

- 2 入居者は、専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設・設備の清掃、維持管理は施設が行う。
- 4 入居者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

第25条（外出及び外泊）

入居者は、外出又は外泊しようとする時、外出・外泊届けを届出るものとする。

第26条（緊急時の対応）

入居者は、身体状況の急激な変化などで緊急な事態が生じた時は、インターホン等によりいつでも職員の対応を求めることができる。

- 2 職員は、入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入居者が予め緊急連絡先を届け出ている場合は、関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡する。

第27条（部外者の利用）

入居者が近親者などの宿泊を希望するときは、予め施設に届け出てその承認を得て利用できる。

- 2 入居者が一時的な疾病等により看護又は介護が必要となったときは、近親者などを居室に宿泊させることができる。ただし、原則として外来者宿泊届を施設に届け出るものとする。
- 3 前2項に定める宿泊者が食事の提供を希望する場合には、その3日前までに、施設に届け出ればこれを利用できる。
- 4 外来客（60歳以上）の体験入所については、体験入所届けを施設長に提出し日程調整を行う。

また、利用についてはゲストルームを使用し、1泊2日（食事付）3,800円とする。

第28条（自主活動）

入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味・教養の活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができる。

- 2 前項の場合、必要な経費は参加者が負担する。
- 3 前項の行事等に関して職員の助言が必要な場合でも、自主的活動の趣旨を損なわない範囲にとどめる。

第6章 非常災害対策

第29条（夜間の管理）

夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。

- 2 夜間の午後9時から翌朝午前6時までは玄関を施錠する。ただし、やむを得ない事由により開錠の申し出があったときは臨機に対応する。

第30条（災害・非常時への対応）

施設は、消火設備、非常放送用設備など、災害、非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害などに対して具体的な防災計画、避難計画などをたて、入居者も参加した避難訓練を実施するものとする。

- 2 職員は常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない。

第31条（防火管理者）

施設長は、消防法第8条第1項に定める防火管理者を定めなければならない。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）消防計画の作成に関すること。
- （2）消火、通報及び避難の訓練実施に関すること。
- （3）消防用設備等の点検整備に関すること。
- （4）火気使用又は取扱いの指導監督に関すること。
- （5）その他防火管理上必要な業務に関すること。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

第32条（入居者留意事項）

施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

第33条（面会）

入居者を面会に訪れる外来者は、受付に備え付けの来訪者名簿にその氏名及び必要事項を記載するものとする。

2 施設は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

第34条（施設内の禁止行為）

入居者及び職員は、施設内の次の行為をしてはいけない。

- （1）けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- （2）宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- （3）施設の秩序・風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- （4）故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ちだすこと。

第35条（秘密の保持）

施設は業務上知り得た契約者、入居者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘密を保持しなければならない。

2 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

第36条（衛生管理）

施設は、入居者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 入居者は、施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、また、施設に協力するものとする。

第37条（感染症対策）

施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）施設における感染症又は食中毒の予防まん延の防止のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- （2）前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

第38条（事故発生の防止及び発生時の対応）

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
 - （2）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - （3）事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を行うこと。
- 2 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに愛媛県、利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録するものとする。
 - 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第39条（苦情処理）

入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者又はその家族に報告するとともに、その内容を記録することとする。

第40条（地域社会の連携）

施設長は、地域社会との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮することとする。

第41条（事務及び業務処理）

施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針に定められたところに従い適切な処理に努めなければならない。

附則（施行）

この規程は平成２２年４月１日から施行する。

この規程は平成２３年４月１日から施行する。

この規程は平成２５年４月１日から施行する。

この規程は平成２９年４月１日から施行する。

この規程は令和６年８月１日から施行する。

この規程は令和７年１月１日から施行する。